

会議録（1）

会議の名称	令和7年度第2回飯能市児童福祉審議会
開催日時	令和7年10月15日（水） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時30分
開催場所	飯能市役所本庁舎5階 第3委員会室
会長氏名	井上 久美子
出席委員	森田 明美 岡野 清史 井上 久美子 安藤 幸雄 高橋 このみ 小玉 育代 清水 雅徳 神谷 岬 金子 怜子
欠席委員	川西 輝明
説明者の職氏名	こども支援部長 内沼 和彦 健康推進部長 関根 浩司 こども支援部参事兼保育課長 佐野 敬子 こども支援課長 須田 あゆみ 手当・総務担当 末次 和宏 子育て総合センター 島野 真弓 保育課 保育政策担当 井上 実可 管理・給食担当 谷田部 ひとみ 認定・給付担当 坂上 妙子 山手保育所 中村 留美 こども施設課長 井竹 信喜 整備推進担当 浅見 洋
傍聴者の数	0人
会議次第	別紙のとおり
配付資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	こども支援課 課長 須田 あゆみ 主幹 島野 真弓 主幹 末次 和宏 主査 内山 理恵

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

4 議 事

（１）飯能市保育所（園）等利用調整基準表について

配付資料に基づき説明者から説明を行った後、質疑応答を行った。

（２）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について

配付資料に基づき説明者から説明を行った後、質疑応答を行った。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>本日の議題に入る前に、委員の出席状況を報告いたします。</p> <p>委員定数 10 名に対し、9 名の出席をいただいておりますので、飯能市児童福祉審議会条例第 6 条第 2 項の規定による 2 分の 1 以上の委員の出席がありますので、本日の会議は成立いたします。</p> <p>また、本日の審議会は公開となっております。</p> <p>議長は、飯能市児童福祉審議会条例の規定によりまして会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに、現在、傍聴の希望がありませんが、議題について傍聴の希望がありましたら、入室を許可してよろしいでしょうか。</p> <p>（「異議なし」）の声</p>
議長	<p>それでは、次第 3 の議題に入ります。</p> <p>議題（1）飯能市保育所（園）等利用調整基準表の変更について事務局より説明をお願いいたします。</p>
保育課主幹	<p>資料 1、1-2 に基づき、飯能市保育所（園）等利用調整基準表の変更について説明を行った。</p>
議長	<p>説明は以上です。委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p>
委員	<p>1 つ目として、富士見保育所は、次年度以降の新入園はなしとのことで良いのでしょうか。また、兄弟児はどのようになるのか。</p> <p>次に、富士見保育所の閉所に伴い転園を希望する場合の調整点ですが、調整点の中で 10 点は最大ではない点数となっております。この 10 点で希望する園に転園できるのかを伺います。</p>
参事兼保育課長	<p>新入園児の受け入れにつきましては、存在する学年のクラスについて入所の希望をした場合においては、入所をさせたいと考えています。</p> <p>次に、兄弟児については、兄弟が別の保育所に入所をしている事例はございます。既に兄弟が別の保育所に入所していて、転園を希</p>

	<p>望される方が多いので、来年度は転園をさせたいと考えております。</p> <p>次に、転園を希望する場合の点数ですが、転園を希望しているお子さんについては、公立保育所を希望している方が多く、私立園が数名との状況です。市としては、10点であれば、転園が可能であると考えお示しをさせていただいたところでございます。</p>
委員	<p>市の事情で閉所するので、通所している方を最優先で転園できるように方策をとる必要があると思います。</p> <p>具体的には、資料1-2の調整点が示してありますが、ひとり親世帯だと36点、育休復帰は20点あるのに、転園を希望する場合は10点だと低く感じます。</p> <p>委員の皆さんのご意見を伺ってみてはいかがでしょうか。</p>
議長	<p>他の委員の方のご意見はいかがでしょうか。</p>
委員	<p>転園を希望する方を確実に転園していただくためには、点数ではなく、転園を確実に実施するとの文言にすることも必要ではないかと感じます。</p>
委員	<p>転園を希望する場合の10点は、点数として高くないと感じます。少し、心配な感じがします。</p>
委員	<p>保護者は、おそらく自分の希望が叶うと思っている方が多いと感じています。もし希望が叶わなかった場合が心配です。</p>
委員	<p>転園を希望する方が、希望する保育所に転園できるためには、調整点の検討が必要かとも思いました。</p>
委員	<p>市の都合で転園せざるを得ない状況である方の気持ちを考えると、ひとり親世帯と同等程度の点数は必要と考える保護者もいるのではないかと感じています。</p>
参事兼保育課長	<p>委員の皆様から貴重なご意見をいただき誠にありがとうございました。今回の富士見保育所につきましては本市の事情により転園をしていただくこととなりますので、確実に転園できる点数、または、点数以外において確実に転園ができる方策等を検討して、保護者、児童が安心できるようにさせていただきます。</p>

議長	<p>他に質問は、ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p> <p>ご質問がないようですので、議題(1)を終了いたします。 続いて、議題(2)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について事務局より説明をお願いいたします。</p>
保育課主幹	<p>資料2に基づき、「乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について」の説明を行った。</p>
議長	<p>説明は以上です。委員の皆様からご質問やご意見はございますか。</p>
委員	<p>一時預かりの利用者と、今回のこども誰でも通園制度の対象が重なると思います。これらについて、どのように考えているのか教えていただきたい。また、医療的ケア児の受け入れについて、どのように考えているのかを伺いたい。</p>
参事兼保育課長	<p>本市において、一時預かりのニーズは多い状況でございますが、一時預かりを行っている事業所等の数が足りていないと認識をしています。中々、一時預かりを増やすことができなかつたことがありますので、こども誰でも通園制度について、検討していただいている事業所で実施をしていただき、利用していただければと考えています。</p> <p>次に、医療的ケア児の保育についてですが、昨年度、市の山手保育所にて検討を行い体制を整えましたが、入所の対象となる児童がいなかったため、令和7年度は実施しておりません。</p> <p>国の制度として、医療的ケア児が、こども誰でも通園制度を利用することができるかと認識していますが、本市において医療的ケア児を受け入れる体制が整っている施設は、山手保育所のみとなりますので、検討していただいている民間の事業所では医療的ケア児を受け入れる体制がないと伺っています。</p> <p>今後、ニーズ等も含め検討を行う必要があると考えています。</p>
委員	<p>公立保育所での実施ではなく、民間の保育園で、こども誰でも通園制度の実施をするとのことでしょうか。</p>

<p>参事兼保育課長</p>	<p>公立保育所での実施について検討をしているところではございますが、来年度につきましては、民間の保育施設にお願いをすることになります。</p> <p>この、こども誰でも通園制度は、一般型と余裕活用型がございまして、来年度検討をしている保育園のうち、1園については一般型、もう1園は余裕活用型で検討していることを確認しております。</p>
<p>委員</p>	<p>飯能市では、プレ通園等してから、その幼稚園等に入園している方も多いと思いますが、こども誰でも通園制度で利用した幼稚園等とは違う、他の事業所に入園することは可能なのでしょうか。</p>
<p>保育課管理・ 給食担当主査</p>	<p>こども誰でも通園制度では、月10時間を超えることはできませんが、市外を含めて、どこの保育園を、何か所利用しても良い制度となっておりますので、プレ通園等の制度とは違う形となっております。</p>
<p>委員</p>	<p>改めて、こども誰でも通園制度を利用できる方について教えていただきたい。</p>
<p>保育課管理・ 給食担当主査</p>	<p>資料2、1ページをご覧ください。</p> <p>こども誰でも通園制度は、赤い破線のところでございますが、ご家庭で保育をされている0歳、1歳、2歳の児童になります。今まで、この方たちはご家庭のみで保育をされていた方になり、ご家庭の中で困難や心配を抱えているケースもございましたが、制度を活用することにより、適切な相談支援が受けられる制度と考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>育児休業中の方は、どのように考えていまか。</p>
<p>保育課管理・ 給食担当主査</p>	<p>現状において、国において詳細が示されておりません。</p> <p>本市としては、国の制度に沿った範囲で実施していきたいと考えております。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質問は、ございますでしょうか。</p> <p>(質問なし)</p>

	<p>ご質問がないようですので、議題（2）を終了いたします。 予定していた議題は以上ですので、これにて、議長の任を解かせていただきます。ありがとうございました。 事務局にお返しします。</p>
--	--

議事のでん末・概要を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和 年 月 日

議長の署名 _____